

広島県告示第四百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、令和八年四月十五日までの間、縦覧に供する。

令和八年四月一日

広島県知事 横 田 美 香

一 道路の種類

県道

二 路線名

吉田豊栄線

三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
安芸高田市吉田町常友字西大坪二二〇番一 四地先から 安芸高田市向原町戸島字奥原二〇三九番一 三地先まで	旧	五・六〇〃六 二・〇〇	五、一八八・ 一〇	
安芸高田市吉田町常友字宮之沖六二八番二地 先から 安芸高田市向原町戸島字奥原二〇三九番一 三地先まで	旧	一〇・一五〃 二〇六・三〇	三、一九一・ 六〇	
安芸高田市吉田町吉田字下新三川一〇九八番 一地先から 安芸高田市向原町戸島字奥原二〇三九番一 三地先まで	新	五・六〇〃六 二・〇〇	四、二五三・ 一〇	一部ダブルウ エイ解除 不用物件延長 九三五・〇〇 メートル
安芸高田市吉田町常友字宮之沖六二八番二地 先から 安芸高田市向原町戸島字奥原二〇三九番一 三地先まで	新	一〇・一五〃 二〇六・三〇	三、一九一・ 六〇	